

機構の立入検査にご協力をお願いします!!

誓約書を提出したホールにおいては、責任者を含め全ての従業員の方々に対し、機構が行う「立入検査」に関する確認事項を周知徹底して下さい。

機構の「立入検査」時には、立入検査先のホール責任者をお呼びしますので、以下の点を必ず確認のうえ、「立入検査」にご協力をお願いします。

- ① 機構検査員であることを証する「身分証明書」を携行し提示すること
- ② 機構検査員の「統一ジャンパー」を着用していること
- ③ 立入検査先のホールが提出した「誓約書」の写しを携行し提示すること
- ④ 機構の立入検査であることを確認受付直通ダイヤルにて確認すること

機構の立入検査であることを確認した後、店内放送にて機構の立入検査が開始されること、及び検査終了後に終了したことを店内のお客様にお知らせ下さい。

また、ホール責任者又はこれに代わる方は、必ず検査に立ち会って下さい。

■ 身分証明書



■ 統一ジャンパー



機構の立入検査
確認受付
直通ダイヤル

電話番号: **03-3518-2051**

詳細は機構のHPで!

<https://www.suishinkikou.or.jp>